

## みどりみらい 2nd SEASON ぐんじとしのりの議会報告

2004/01/05 Vol. 19 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362  
E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

### あけましておめでとうございます。

いつもお世話になっております。昨年は大変お世話になりました。本年も市政発展のために尽力してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

### 特集 / 2 市 2 村合併を考える。

#### 「議員定数に思う」

昨年 10 月 10 日に「合併協議に伴う議会議員の定数及び任期に関するアンケート」が印西市議全員（24 人）に法定合併協議会委員から配布され、議員の意向を知ろうとする作業が行われました。設問は以下の通りです。

1. 任期について  
(ア) 在任特例を適用したほうがよい。( 年 ) [ 2 年以内 ]  
(イ) 定数特例を適用したほうがよい。( 名 ) [ 68 名以内 : 34 名 × 2 以内 ]  
(ウ) 合併の日の前日をもって失職する。 [ 原則 ]
2. 定数について [ 法定定数 34 名 ]
3. 報酬について
4. その他 ( 意見があれば自由にお書き下さい。 )

このアンケート結果は議員にも公開されていませんが、法定協議会での協議により、合併調整項目の一つとして、以下のような結果を調整内容として公開し市民にも発表しました。

1. 任期 在任特例を適用し、1 年 5 ヶ月とする。  
～ つまり、合併後 1 年 5 ヶ月は新市の議員数が「78 名」となります。
2. 定数 ( 合併後の新市は ) 30 名とする。
3. 報酬 印西市議の報酬にあわせる。 [ 議員報酬 = 34 万円 / 月 ]  
～ つまり、合併後 1 年 5 ヶ月は新市の議員全てが印西市議の報酬と同額の報酬となることとなります。

法定合併協議会は市民の声を反映しているのでしょうか？皆様はどのように考えますか？議員任期については、「原則を貫くと、即選挙になり、印旛村や本埜村からは人口比から言っても議員が出せなくなり、周辺部の声が新しい市政に反映できなくなる。そのために（現職）議員の反対もあり、2 市 2 村の合併もできなくなる」との声があります。

この声を市民の皆様はどのように考えますか？「周辺部の声が反映できない」というのであれば、今からそのシステムを協議会の中で時間がかかっても、作り上げていくべきではないかと思います。システムができあがってからの合併でも問題ないはずですが、ましてや、今、『合併特例債』については使わない財政シミュレーションの説明が市内全戸に「新市将来構想（概要版）」として配布されていることを考えると、急いで合併する必要もないはずですが。（平成 17 年 3 月までに合併を行えば、この『合併特例債』の発行が許されるということになっております。）しかし、やはり『合併特例債』を使おうというのであれば、市民に提示された財政シミュレーションは変化し、財政上の優遇措置はあるとはいえ、新市での借金はふえるのが事実です。法定協議会では何が話し合われたのでしょうか？新市に、78 名もの議員は不要ではないでしょうか？私は非常に疑問です。

ぐんじとしのりのアンケート回答は以下の通りです。

1. 任期について >> 合併の日の前日をもって失職する。〔原則〕  
市町村合併は最大の行政改革と考えるのであれば、議員のみが特権をかざすのはおかしい。
2. 定数について >> 32 名（4 委員会×8 名を想定）
3. 報酬について >> 15 万～20 万都市の平均値を前提にし、20 歳台～30 歳台の世代が議員報酬のみで生活を営めるように考慮すべき。
4. その他（意見があれば自由にお書き下さい。）  
平成 17 年 4 月の合併にむけての協議は十分な協議ができるとは考えられない。  
長い時間をかけて市民の十分な合意を持って合併すべきである。

今回は、法定協議会で話し合われている「合併協定項目」のうち、特に市民の皆様から疑問の声をいただいた「議員定数」について、私の考えを提示させていただきました。

**合併を行うならば、「将来のまちづくり」をどのようにするかを十分に議論することが必要です。また、その前提として合併する事により「行政改革がどれくらい進み、財政状況はどうなるのか」を見極める事が必要だと考えます。**

#### < 印西市の今後の財政見通しと合併について >

合併を目指している、この 2 市 2 村の中で印西市が財政的には一番安定し、平成 17 年度には財政力指数\*は 1 を超え、国からの地方交付税\*の不交付団体となると考えられます。

言い換えると、**印西市は合併しなくとも自立して発展ができる街なのです。**

\*財政力指数 = 地方公共団体の財政力を示す指数として用いられ、1 に近くあるいは 1 を超えるほど財源に余裕があるものとされ、地方交付税が不交付となります。

\*地方交付税 = 地方公共団体間の財源の不均衡を調整するとともに、全国どこに住んでいる人にも、標準的な行政サービスを提供できるよう、地方公共団体の財源を保障する制度です。本来、地方自治の観点から、地方公共団体の歳出は、その団体の税収で賄うべきですが、税源は、地域によってばらつきがあり、多くの地方公共団体が、税収だけでは必要な財源を確保できません。そこで、本来地方の税収とすべき財源を国が代わって徴収し、地方公共団体に再配分しています。

私は、法定合併協議会の設置にあたっては、平成 15 年 3 月議会議決における「賛成討論」の中で「合併の是非を含めた 2 市 2 村の合併に関する協議」を行うということが、協議会規約の中に入っていることを前提に、「慎重に協議を進めるべき」である旨を主張しました。しかし、法定協議会では合併が必要かどうかの協議は全くなされず、はじめに合併ありきで協議が進められております。また、その協議内容の 26 にわたる調整項目\*に関しても協議会事務局の提案する内容に関して、「異論」がでて調整ではなく、「採決」を行い、議事だけを進めるという無茶な進行で行われております。私はやはり、疑問を呈します。

\* 26 にわたる調整項目 とは？

合併の方法、期日、新市の名称など単純なものから、「各種事務事業の取り扱い」といった細部に渡るまで議論しなくてはいけないもの（これが市民生活に直結する納税関係、福祉事業、ゴミ収集、上下水道をどうする等々、非常に重要な内容になります。）までが調整項目としてあり、自治体間で調整すべき内容としては 2000 程度の事務作業の詰めが項目として必要になります。しかし、現実問題として十分な議論は全くできてません。

私は将来的には 2 市 2 村の合併は行うべきだと考えております。印西市は千葉ニュータウンの中核都市として、北総の中心としてあるべきです。しかし、時期は考えるべきです。

いつもこの紙面を読んでいただきありがとうございます。次回は、前号に引き続き 12 月議会の報告を行ってまいります。ご意見お待ちしております。よろしくお願い致します。